

第 2 期放課後子どもプランについて

1 基本理念

○現プランの理念を継承しつつ、以下のとおり見直す。

<基本理念（新旧）>

現プラン	第 2 期プラン（案）
①希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供する。	①希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる放課後の居場所を提供する。
②希望するすべての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供する。	②希望するすべての児童に放課後における多様な体験・活動の機会を提供する。
③放課後の学校施設の利用を推進する。	③放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用する。
④納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現する。	

2 対象施策の範囲

○現プランにおける対象施策の範囲を基本とする。

○「こどもの居場所」の確保に関する施策は広範多岐にわたるが、本プランでは小学生の放課後に係る施策に焦点を絞り、他部門が所管する「こどもの居場所」の確保に関わる諸計画との連携・整合を図る。

<現プランにおける対象施策の範囲>

施策		所管局
放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業（現アフタースクール）		教育委員会
放課後子ども教室		教育委員会
子どもルーム		こども未来局
その他の居場所	どこでもこどもカフェ/子ども交流館/プレーパーク	こども未来局
	公民館/図書館/生涯学習センター/南部青少年センター	教育委員会

○なお、国においては、こども家庭庁の設置（R5.4.1 予定）に伴い、「こどもの居場所」の確保に関する体系的な取組みへの着手が予定されている。

3 計画期間

○令和 5 年度～令和 9 年度の 5 年間とする。

→学校施設の有効かつ積極的な活用により、大半の小学校に AS を導入できる目途が立ったことから、早期に放課後施策を再構築するため、改定時期を 1 年間前倒し。

○令和 7 年度に進捗状況等を検証の上、必要に応じて中間見直しを行う。

4 位置付け

- 放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定する。
- 次期千葉市基本計画を上位計画とし、第6次生涯学習推進計画及び第3次学校教育推進計画並びに「居場所」の確保等に関わる個別の部門計画との連携・整合を図る。
- 国の「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」が市町村に対して策定を求めている「市町村行動計画等」と位置付ける。

<関連計画の計画期間との整合>

	R5	R6	R7	R8	R9	…	R14
第2次放課後子どもプラン	→					→	→
千葉市基本計画	→						
第6次生涯学習推進計画	→						
第3次学校教育推進計画	→						

5 放課後の施策体系に関する基本的な考え方

- 放課後の安全・安心な居場所に対するニーズや利用者からの評価を踏まえ、アフタースクール（AS）を中心に据え、本市の放課後施策を改めて整理する。
- このため、マンション開発による児童数の急増等により物理的に導入が困難な一部の学校を除き、全校にASを導入することを目指し、拡充を加速するとともに、令和14年度までの具体的な「導入計画」を提示する。
- AS拡充に当たり、本年6月に実施した「小学生の放課後に関する実態調査」の結果【別紙】を踏まえ、ASにおける各機能を検証するとともに、必要な改善・見直しを図る。
- AS導入済校とそれ以外との間にサービスの差異が生じることを踏まえ、物理的にAS導入が困難な学校や導入までに時間を要する学校に対し、差異を縮小するための措置を講じることを検討する。

6 スケジュール

- R4.9 「小学生の放課後に関する実態調査」結果報告書とりまとめ
- R4.10 社会福祉審議会及び子ども・子育て会議に報告
- R5.2 パブリックコメント
- R5.3 教育委員会議にて議決
社会福祉審議会及び子ども・子育て会議に報告
第2期放課後子どもプラン策定・公表

7 プランのアウトライン

次頁参照

第2期放課後子どもプランのアウトライン（たたき台）

章立て・項目	記載内容のイメージ
第1章 プランの策定に当たって	
1 策定の背景・趣旨	放課後施策の必要性・重要性、これまでの市の施策展開、国の動向 等
2 計画の対象範囲	現プランにおける対象施策の範囲を基本とし、小学生の放課後に係る施策に焦点を絞る。
3 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度～令和9年度（5か年） ※改定時期を1年前倒し ・令和7年度に必要な応じ中間見直し
4 計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定。 ・上位計画、関連計画との連携・整合を図る。 ・国が策定を求める「市町村行動計画等」として位置付け。
5 計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場との連携、こども未来局をはじめとする庁内関係部門との連携 ・PDCA サイクルによる進捗管理
第2章 放課後施策を巡る現状と課題	
1 小学生の放課後を取り巻く環境	各種統計調査、R4.6 実態調査等により、小学生の放課後の過ごし方に影響する社会情勢（例：少子化、核家族化、共働き家庭の増加等）を分析。
2 放課後施策に関する現状と課題	各施策の利用実績データ、R4.6 実態調査、R3 利用者アンケート、R3.2 放課後子ども教室コーディネーターアンケート等により、各施策の現状・課題を分析。 (AS/子どもルーム/放課後子ども教室/その他の居場所)
第3章 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ①希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる放課後の居場所を提供 ②希望するすべての児童に放課後における多様な体験・活動の機会を提供 ③放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用
第4章 放課後施策の方向性	原則全校へのAS導入を目指し、ASを中心とした放課後施策を展開。 →AS・子どもルーム・放課後子ども教室の併存状態からASへ集約。
第5章 各施策の事業展開	各施策に係る課題解決の考え方、目標（定量/定性）、留意事項等。 (AS/子どもルーム/放課後子ども教室/その他の居場所) →ASについては、具体的な導入計画を提示。